

【重要なお知らせ】成年年齢引き下げに伴う戸籍・国籍関係(2022年4月1日)

2022/3/2

【ポイント】

令和4年(2022年)4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、一部の戸籍・国籍関係届の届出期限等が変更になるほか、有効期限10年のパスポート(旅券)の発給申請ができる年齢が18歳以上となります。

【本文】

成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号)が可決・成立し、令和4年(2022年)4月1日から施行されます。この改正を受け、一部の戸籍・国籍関係手続き、及び旅券申請手続きが以下のとおり変更になります。

1 国籍法についても次のとおり改正が行われ、同日から施行されます。それにともない、以下の届出において届出期限が変更されます。

(1) 認知された子が国籍を取得することができる年齢(国籍法第3条第1項)

現行の国籍法では20歳未満とされているところ、改正により18歳未満とされます。

(2) 国籍の再取得をすることができる年齢(国籍法第17条第1項)

現行の国籍法では20歳未満とされているところ、改正により18歳未満とされます。なお、国籍法第17条第1項に基づく日本国籍の再取得手続きは、日本国内で行う必要がありますので、詳細については法務局または地方法務局にお問い合わせください。

(3) 国籍の選択をすべき期限(国籍法第14条第1項)

現行の国籍法では、重国籍となった時が20歳未満であるときは22歳に達するまで、重国籍となった時が20歳以上であるときは、その時から2年以内とされているところ、改正により、重国籍となった時が18歳未満であるときは20歳に達するまで、重国籍となった時が18歳以上であるときは、その時から2年以内とされます。

なお、これらの届出期限の変更に関して、経過措置が設けられています。詳しくは、国籍Q&A(法務省ホームページ)をご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a18>

2 成年年齢の引き下げに伴い、以下の戸籍・国籍関係手続きについても変更がありません。

(1) 親権に服することがなくなる年齢を20歳から18歳に引き下げ(民法第4条、第818条第1項)

(2) 女性の婚姻開始年齢を16歳から18歳に引き上げ(民法第731条)

- (3) 分籍をすることができる年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げ(戸籍法第 21 条第 1 項)
 - (4) 帰化の要件を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げ(国籍法第 5 条第 1 項第 2 号)。
- なお、帰化の手続は、日本国内で行う必要がありますので、詳細については法務局または地方法務局にお問い合わせください。

3 また、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日以降、旅券発給申請手続についても変更があります。

- (1) 有効期限 10 年の旅券の発給申請ができる年齢が、20 歳以上から 18 歳以上になります。
- (2) 旅券等の発給申請の際、親権者の同意が不要となる年齢が、20 歳以上から 18 歳以上になります。